

コーポレート・データ

| | |
|-----------------------------|----|
| 沿革 | 80 |
| 役員 | 81 |
| 組織図 | 82 |
| 本支店・事務所等 所在地 | 83 |
| 本支店・事務所等 照会先 | 84 |
| 関係会社の状況 | 88 |
| 資本の状況 | 89 |
| 株式会社日本政策投資銀行法 | 90 |
| 株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律 | 93 |

■沿革

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

| 年 月 | 事 項 |
|-----------|--|
| 昭和26年 4月 | 日本開発銀行(以下「開銀」という。)設立 |
| 昭和27年 | 開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設 |
| 昭和31年 6月 | 北海道開発公庫設立 |
| 昭和32年 4月 | 北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」という。)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設 |
| 昭和35年 | 開銀：高松支店(現四国支店)を開設 |
| 昭和36年 | 開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設 |
| 昭和37年 4月 | 開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設 |
| 昭和38年 | 開銀：鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設 |
| 昭和39年 7月 | 開銀：ロンドン駐在員事務所を開設 |
| 昭和47年 1月 | 北東公庫：新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設 |
| 昭和60年 6月 | 日本開発銀行法を改正 1) 出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2) 研究開発資金融資機能を追加 |
| 昭和62年 9月 | 開銀および北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設 |
| 平成 元年 | 開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設 |
| 平成 7年 2月 | 開銀：震災復旧融資開始 |
| 平成 9年 9月 | 「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される) |
| 平成 9年 12月 | 開銀および北東公庫：金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置) |
| 平成11年 6月 | 日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立 |
| 平成11年 10月 | 開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設 |
| 平成14年 5月 | 日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加) |
| 平成17年 12月 | 「行政改革の重要方針」閣議決定 |
| 平成18年 5月 | 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立 |
| 平成18年 6月 | 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定 |
| 平成19年 6月 | 株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立 |

株式会社日本政策投資銀行

| 年 月 | 事 項 |
|-----------|--|
| 平成20年 10月 | 株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円) |
| 平成20年 12月 | シンガポール駐在員事務所を現地法人化(DBJ Singapore Limited 設立) |
| 平成21年 6月 | 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立 |

■ 役員 (平成21年7月1日現在)

代表取締役社長

室伏 稔 (むろふしみのる)

代表取締役副社長

藤井 秀人 (ふじいひでと)

代表取締役副社長

荒木 幹夫 (あらかみきお)

取締役常務執行役員

竹内 洋 (たけうちよう)

経営企画部(広報・CSR室)、財務部、金融法人部、国際統括部担当

取締役常務執行役員

柳 正憲 (やなぎまさのり)

業務企画部、事業開発部、投資統括部担当

取締役常務執行役員

高橋 洋 (たかはしひろし)

管理部、経理部、審査部、法務・コンプライアンス部担当

取締役常務執行役員

薄井 充裕 (うすいみつひろ)

経営企画部(除く広報・CSR室)、ALM・リスク統括部、情報企画部担当

取締役(社外)

三村 明夫 (みむらあきお)

取締役(社外)

植田 和男 (うえだかずお)

常勤監査役

井上 毅 (いのうえつよし)

常勤監査役

進藤 哲彦 (しんどうてつひこ)

常勤監査役(社外)

齋藤 博 (さいとうひろし)

監査役(社外)

伊藤 眞 (いとうまこと)

監査役(社外)

八田 進二 (はったしんじ)

常務執行役員

福永 法弘 (ふくながのりひろ)

都市開発部、企業金融第3部、アセットファイナンスグループ担当

常務執行役員

山本 直人 (やまもとなおと)

企業金融第1部、企業金融第2部担当

常務執行役員

平田 憲一郎 (ひらたけんいちろう)

企業金融第4部担当

常務執行役員

小島 康寿 (こじまやすとし)

企業金融第5部担当

常務執行役員

長岡 久人 (ながおかひさと)

中堅・成長企業ファイナンスグループ、産業調査部、北陸支店、東海支店担当

常務執行役員

石井 歆 (いしいかん)

投資開発グループ、ファンド投資グループ、企業ファイナンスグループ、企業投資グループ、ストラクチャードファイナンスグループ、シンジケーショングループ、九州支店、南九州支店担当

常務執行役員

石森 亮 (いしもりりょう)

企業戦略部、地域企画部(公共RMグループ、地域振興グループ)、北海道支店、東北支店、新潟支店担当

常務執行役員(関西支店長)

加納 望 (かのうのぞむ)

関西支店、中国支店、四国支店担当

執行役員(内部監査担当)

三谷 康人 (みたにやすひと)

執行役員(金融法人担当)

相澤 雅文 (あいざわまさふみ)

執行役員人事部長

小林 健 (こばやしたけし)

執行役員経営企画部長

渡辺 一 (わたなべはじめ)

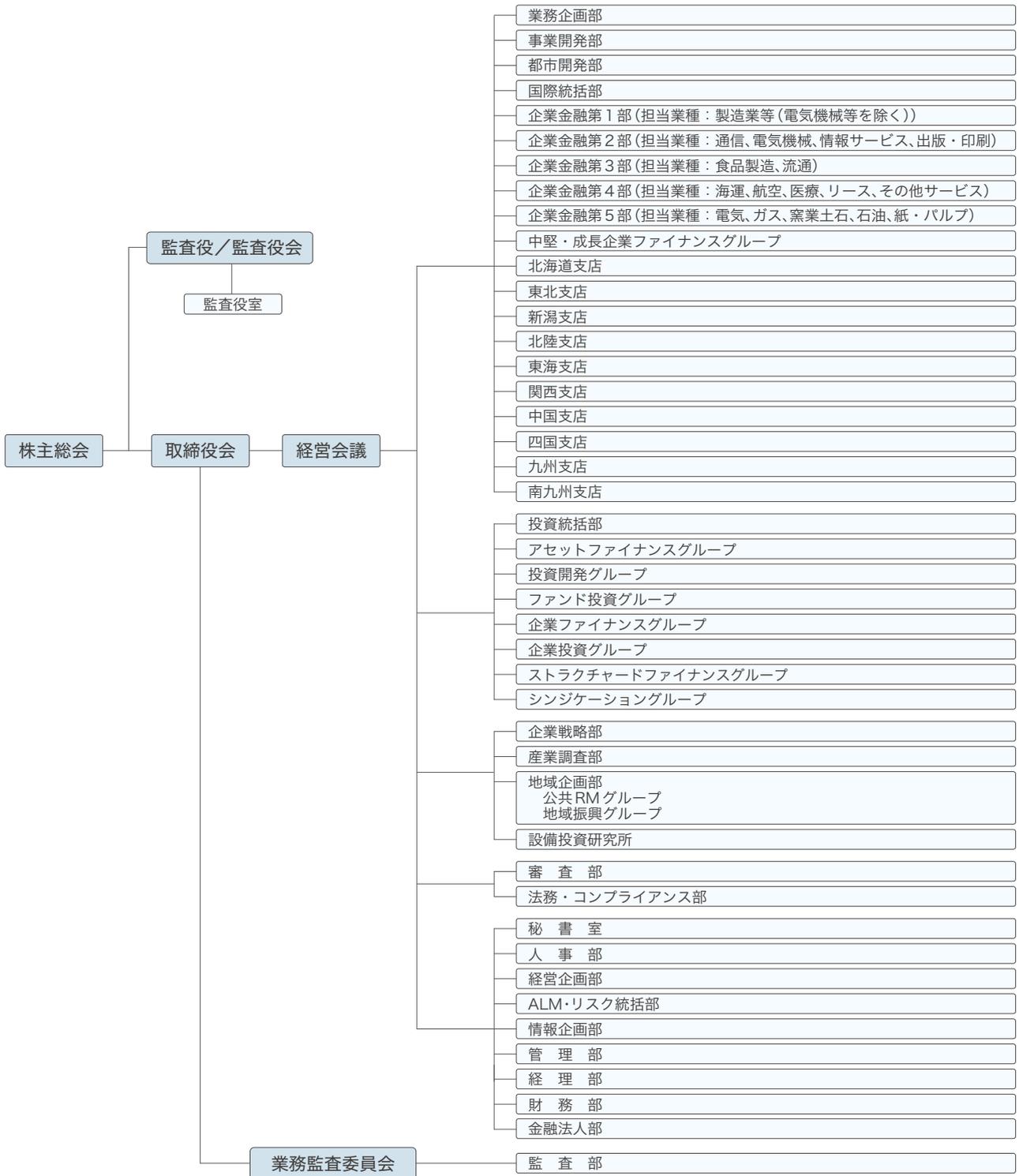
執行役員業務企画部長

前田 正尚 (まえだまさなお)

(注)1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 齋藤 博、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

■ 組織図 (平成21年7月1日現在)

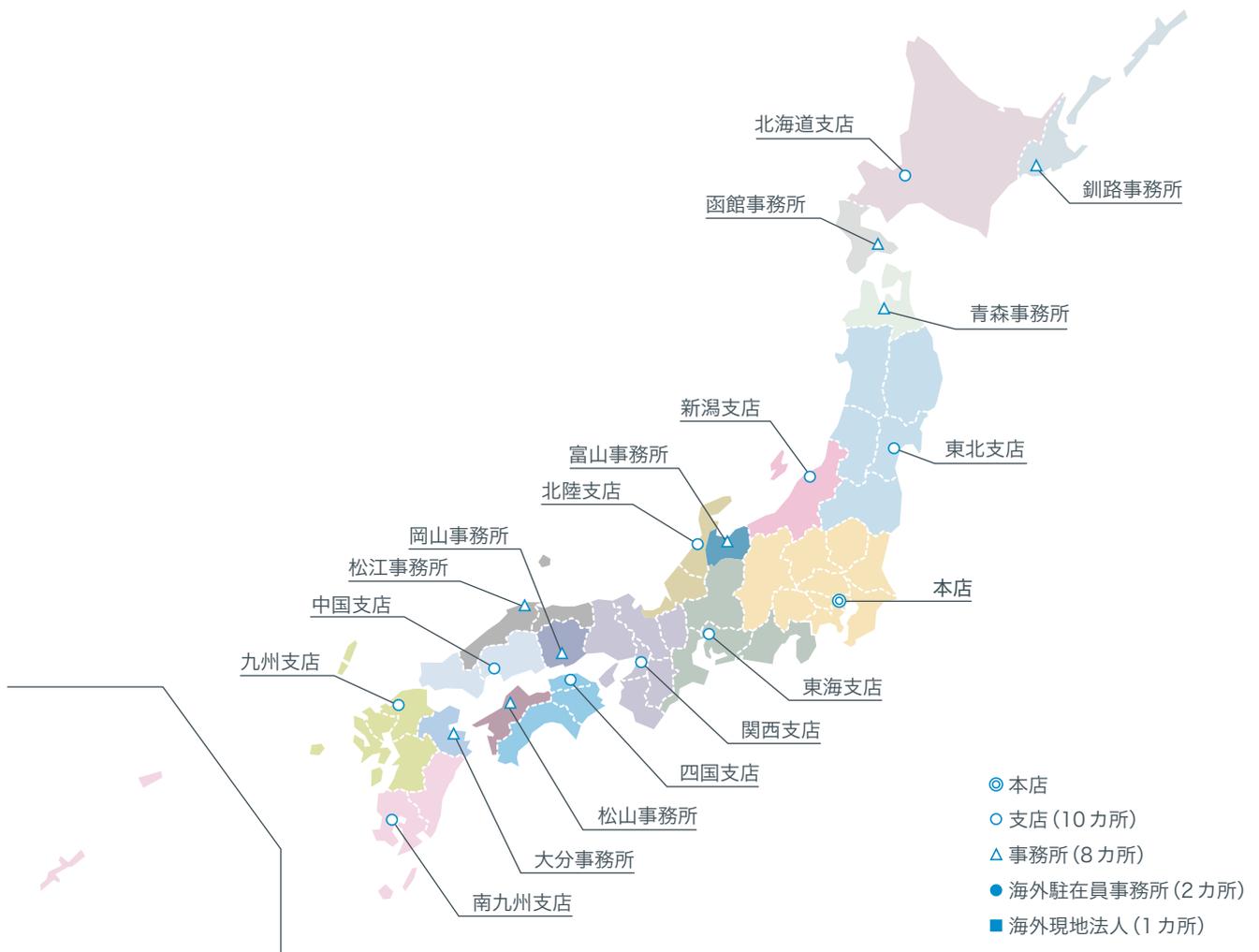


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク、ロンドン

海外現地法人：DBJシンガポール株式会社

■本支店・事務所等 所在地 (平成21年7月1日現在)



■ 本支店・事務所等 照会先 (平成21年7月1日現在)

本店 東京

〒100-0004
 東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 1 号
 TEL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店 札幌

〒060-0003
 札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 番地
 (日本生命札幌ビル)
 TEL 011-241-4111 (代表)



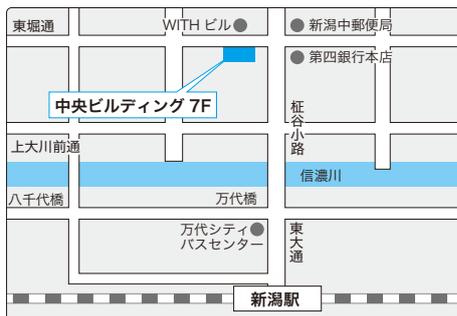
東北支店 仙台

〒980-0811
 仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 2 号
 (NOF 仙台青葉通りビル)
 TEL 022-227-8181 (代表)



新潟支店 新潟

〒951-8066
 新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1
 (中央ビルディング)
 TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

〒920-0937
 金沢市丸の内 4 番 12 号
 (金沢中央ビル)
 TEL 076-221-3211 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



相談センター

福井市 TEL 0776-36-5459 宮崎市 TEL 0985-22-1130
(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外はそれぞれ北陸支店、南九州支店に転送されます。)

海外

●ニュー YORK 駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas,
Suite 830, New York, NY 10020,
U.S.A.
TEL 1-212-221-0708

●ロンドン 駐在員事務所
Level 12, City Tower,
40 Basinghall Street, London,
EC2V 5DE, United Kingdom
TEL 44-20-7638-6210

●DBJ シンガポール 株式会社
9 Raffles Place,
#30-03 Republic Plaza,
Singapore 048619
TEL 65-6221-1779

子会社・グループ会社等

●財団法人日本経済研究所
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-3-4
(駿河台セントビル)
TEL 03-5280-6102 (代表)

●株式会社日本経済研究所
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-3-4
(駿河台セントビル)
TEL 03-5280-6101 (代表)

●新規事業投資株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
(日本ビル)
TEL 03-3231-2381 (代表)



■ 関係会社の状況 (平成21年3月31日現在)

連結子会社

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 (百万円) | 当行が所有する 子会社等の 議決権比率(%) |
|-------------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| DBJ事業投資株式会社 | 東京都千代田区 | 投資事業組合の管理等、 投資コンサルティング業務 | 平成15年 3月10日 | 40 | 100.00 |
| 新規事業投資株式会社 | 東京都千代田区 | 新規事業を行う者に対する出資等 | 平成2年 6月1日 | 6,000 | 63.83 |
| 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区 | 投資事業組合の管理等 | 平成18年 6月23日 | 3,200 | 100.00 (10.00) |
| DBJクレジット・ライン株式会社 | 東京都千代田区 | 信託受益権の取得、 信託の運用委託及び指図等 | 平成18年 4月3日 | 50 | 100.00 |
| 株式会社日本経済研究所 | 東京都千代田区 | コンサルティング、 アドバイザー事業 | 平成元年 12月13日 | 479 | 100.00 |
| DBJ Singapore Limited | シンガポール 共和国 | 投融资サポート業務、 アドバイザー業務等 | 平成20年 12月16日 | 64 (1百万シンガ ポールドル) | 100.00 |
| 有限会社DBJコーポレート・メザニン・ パートナーズ | 東京都千代田区 | 投資事業組合の管理等 | 平成15年 6月6日 | 3 | 50.00 |
| UDSコーポレート・メザニン投資事業 有限責任組合 | 東京都千代田区 | 投資事業組合の管理等 | 平成18年 1月18日 | 23,453 | 50.00 (0.00) |
| あすかDBJ投資事業有限責任組合 | 東京都港区 | 投資事業組合の管理等 | 平成17年 10月28日 | 5,130 | 49.40 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。

5. DBJ Singapore Limitedの設立年月日は、同社を現地法人化した日付を掲載しております。

6. 有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、あすかDBJ投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

■資本の状況 (平成21年3月31日現在)

発行済株式総数、資本金等の推移

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 (千株) | 発行済株式総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増減額 (百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|------------|--------------------|-------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成20年10月1日 | 40,000 | 40,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | (注)2 | (注)2 |

(注)1.平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2.平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。

なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

3.平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により、欠損金補填を実施しております。この振替により資本準備金が97,248百万円減少したため、振替後の資本準備金残高は1,060,466百万円となっております。

大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(千株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|--------|-------------------|-----------|----------------------------|
| 財務大臣 | 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 | 40,000 | 100.00 |
| 計 | — | 40,000 | 100.00 |

■株式会社日本政策投資銀行法 (平成19年法律第85号：抜粋)

第一条 (目的)

株式会社日本政策投資銀行 (以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条 (業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金 (譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券 (第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買 (有価証券関連デリバティブ取引 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引 (投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと (第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権 (譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券 (資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの (以下この号において「特定社債等」という。)の引受け (売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行 (銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと (第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと (募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八

条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券 (当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと (第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条 (日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条 (預金の受入れ等を開始する場合の特例)

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条 (株式)

会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式 (第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権 (同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条 (社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債 (日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債 (それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金 (弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れ

について、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条(代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十六条(取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条(事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条(償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条(認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条(定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損

失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二十二条(財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条(債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条(主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条(政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条(この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条(準備期間中の業務等の特例)

会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日

本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であつて平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

第九條 (出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五條第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五條 (政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六條 (承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八條 (主務大臣)

附則第十五條第一項の規定により会社が承継する資産（以下

この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六條第二項及び第二十七條第一項における主務大臣は、第二十九條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六條 (検討)

政府は、附則第一條第三号に定める日までに、電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七條 (会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一條第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等と与える影響にも十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

■ 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

(平成21年法律第67号)

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までにを行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する

法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号)附則第四条」とする。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。